

市第 35 号議案関連資料（横浜市手数料条例の一部改正）

1 改正の趣旨

温泉法の一部が改正され、温泉法に基づき許可を受けて温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に合併・分割（法人）や相続（個人）が発生した場合、再度の新規許可の取得を不要とし、より簡略な手続きにより地位を承継できることとなります。

これに伴い、当該申請に伴う手数料を新たに徴収するとともに、関係規定を整備するため、横浜市手数料条例の改正を行います。

《改正の概要》

■現在の取扱い

⇒改めて新規許可の取得の必要あり

許可基準

- ・温泉成分が衛生上有害ではないか
- ・申請者が欠格事由（温泉法違反の経歴等）に該当しないか

■温泉利用の新規許可申請の手数料

⇒1件につき 35,000 円

■改正後の取扱い

⇒承認により許可の地位を承継

承認基準

- ・申請者が欠格事由（温泉法違反の経歴等）に該当しないか

■承継承認申請の手数料

⇒1件につき 7,400 円

■改正によるメリット

- ・手続きの迅速化
- ・申請者の手数料負担の軽減
- ・申請書類作成負担の軽減

2 条文の改正内容

- (1) 温泉利用許可申請の根拠条文を改めます。

改正前：温泉法第 13 条第 1 項 ⇒ 改正後：温泉法第 15 条第 1 項

- (2) 温泉利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料の項目（7,400 円）を新たに追加します。

3 施行日

平成 19 年 10 月 20 日（改正温泉法の施行日）